

4 隣接士業との業際問題

1 はじめに

ア 弁護士法の定め

弁護士法は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを弁護士の職務領域と定める（3条1項）とともに、弁護士法又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、業として、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを禁止し（72条）、これに違反した者は、2年以上の拘禁刑（令和7年5月31日までは懲役）又は300万円以下の罰金に処するものとし（77条2号）、非弁業者の法律事務取扱を禁止している。

イ 隣接士業の存在

他方、我が国には、欧米とは異なり、明治時代以前からの由来等の事情から、弁護士の他に、隣接士業者が存在する。その名称と人数は、司法書士23,156名（2024(令和6)年4月1日現在）、行政書士52,796名（同年10月1日現在）、社会保険労務士45,386名（同年3月末日現在）、弁理士11,857名（同年5月末日現在）、税理士81,476名（同年10月末日現在）、土地家屋調査士15,465名（同年4月1日現在）であり、その総数は約23万人となっている（弁護士は45,665名（同年11月1日現在））。

ウ 業際問題の存在

隣接士業の業務範囲を定める諸法が数度の改正を経て、隣接士業の職務権限が拡張を続ける中で、弁護士法72条との関係をいかに矛盾なく説明するかは一つの論点であったが、2001（平成13）年6月の司法制度改革審議会意見書が、隣接士業の職務権限を限定的なものとしつつ、弁護士人口の大幅な増加と弁護士改革の実現まで、当面の法的需要を充足させる措置として職務権限の拡大を提言したことで、隣接士業者の職務権限の拡張が図られたことは、上記の論点を複雑化させる結果ともなった。

(2) 隣接士業の権限拡大とその現状

ア 司法書士

1950（昭和25）年に、旧司法書士法が全面改正され、現行の司法書士法が成立したが、その後も数度の法改正が行われている。主なものを挙げると、まず、1978（昭和53）年の改正後、司法書士の権限について、司法書士は、他人の嘱託を受けて、①登記または供託に関する手続について代理すること、②裁判所、検察庁または法務局もしくは地方法務局に提出する書類を作成すること、③法務局または地方法務局長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理することの各事務を行うことを業とするものと定められた（旧司法書士法2条1項）。ただし、過去の裁判例では、その業務は「法律常識的な知識に基づく整序的な事項に限」られ、「専門的な鑑定に属すべき事務に及んだり、代理その他の方法で他人間の法律関係に立ち入る如きは司法書士の業務範囲を超え」る（高松高判昭和54年6月11日・

判時 946 号 129 頁) とか、「司法書士が裁判書類作成関係業務を行うに当たって、取り扱うことができるのは、依頼者の意向を聴取した上、それを法律的に整序することに限られる。」であり、「委任者に代わって実質的に意思決定をしたり相手方と直接交渉を行ったりすることは予定されていない」(大阪高判平成 26 年 5 月 29 日民集 70 卷 5 号 1380 頁) と限定的に解されている。

次いで、司法制度改革の一環として、2002 (平成 14) 年に司法書士法が大きく改正され、その権限に、上記①～③の事務について相談に応ずることが加えられた上、認定司法書士制度 (請求額が 140 万円を超えない範囲の民事訴訟・民事調停・即決和解・支払督促・民事保全手続・民事調停についての代理権と簡易裁判所の訴訟事件になる範囲での民事紛争についての法律相談・裁判外の和解権限が与えられた (3 条 1 項)。ただし、認定司法書士として業務を行うためには、所定の研修過程を修了し、法務大臣の認定を受けなければならない (同条 2 項)。

認定司法書士の業務範囲については、受益額説と債権額説の対立があったが、最一小判平成 28 年 6 月 27 日 (いわゆる和歌山訴訟の最高裁判決・民集 70 卷 5 号 1306 頁) は債権額説を採用し、受益額説を否定した (なお、弁護士法第 72 条違反の司法書士の報酬につき、最一小判昭和 38 年 6 月 13 日、和解契約の効力につき、最一小判平成 29 年 7 月 24 日がある。)

不動産登記・商業登記の件数の大幅減少、少子化等の環境変化の中で、AI による代替可能性が高いといわれる司法書士は、新たな業務領域とりわけ司法分野への浸透を図っている。

日司連は、従来から、制限なき法律相談権、家事代理権、自治的懲戒制度、周旋禁止規定の設置などを要求してきたが、2019 (令和元) 年 6 月の改正において、司法書士法に、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という使命規定が設けられた (1 条) ことと相俟って、養育費無料相談会を切り口とする家事代理権の獲得 (2019 (令和元) 年 6 月 20 日日司連定期総会決議) を目指し、また、民事裁判制度の IT 化における本人サポート、所有者不明土地問題、相続登記の申請義務化、ODR の推進等を通じた活動領域の拡大を図っている。

更に、2023 (令和 5) 年 6 月、日司連は、「司法書士法改正大綱」を策定し、家事事件手続法別表第一の審判事件の家事代理権、自ら代理した簡裁事件の上訴審・移送後の代理権、民事執行の代理権等を具体的要求に掲げ、積極的な活動を開始している。

イ 行政書士

行政書士法は 1951 (昭和 26) 年に制定され、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを行政書士の業務権限と定めた (1 条の 2 第 1 項 (旧第 1 条))。しかし、その後、数度の法改正を経て、行政書士の権限は拡大されてきた。主なものを挙げれば、2001 (平成 13) 年の改正により、上記の権限のほか、①行政書士が作成できる官公署に提出する書類の提出手続を代理すること、②行政書士が作成できる契約その他の書類を代理人として作成すること、③行政書士が作成できる書類作成の相談に応ずることが権限に加えられた (1 条の 3 第 1 項)。次いで、2008 (平成 20) 年の改正により、官公署に提出する書類に関する許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会

の付与の手續その他の意見陳述のための手續において当該官公署に対してする行為が加わり（1条の3第1項1号）、2014（平成26）年の改正により、特定行政書士制度（行政書士が作成した官公署提出書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立等行政庁に対する不服申立手續等の代理権を付与するもの。1条の3第1項1号・2号）が設けられた。ただし、特定行政書士としての業務を行うためには、所定の研修課程を修了しなければならない（1条の3第2項）。更に、2019（令和元）年の改正により、目的規定（1条）に、「国民の権利利益の実現に資すること」の一句が加えられた。

過去にも、日行連は、制限なき法律相談権、聴聞又は弁明の機会の付与の手續代理規定から弁護士法72条の制限の除外等を要求していたが、行政書士も官公庁のオンライン化による本人申請の増加や少子化等の環境変化を受けており、2024（令和6）年から、更に、使命及び職責規定の新設や行政不服申立に関する権限の拡大を求める運動を始めている。

ウ 社会保険労務士

1968（昭和43）年に社会保険労務士法が成立したが、社会保険労務士の職務権限としては、①労働社会保険諸法令に基づく行政機関等に提出する申請書等の書類作成、②労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成、③事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についての相談又は指導が定められる一方、労働争議への介入は禁じられていた（旧2条1項）。その後の法改正では、社会保険労務士の権限拡大が図られている。先ず、2005（平成17）年の改正により、特定社会保険労務士制度（男女雇用機会均等法等に関する調停手續、労働委員会の個別労働関係紛争のあっせん手續、民間ADRを行う権限を付与するもの。2条1項1号4ないし6）が設けられた。ただし、特定社会保険労務士として業務を行うためには、厚生労働大臣が定める研修を修了し、かつ、紛争解決手續代理業務試験に合格し、全国社会保険労務士会連合会に備える名簿に「紛争解決手續代理事務」を付記する登録をしなければならないことされている（1条2項）。また、2014（平成26）年の改正により、労働に関する事項等について、裁判所における弁護士の補佐人としての出廷陳述権が認められ（2条の2第1項）、また、ADRでの紛争目的物の上限が120万円に引き上げられた（2条1の6）。

2020（令和2）年9月、全国社労士会連合会は、簡裁の代理業務、労働審判の代理業務の付与、社労士会労働紛争解決センターの価額上限の撤廃、使命規定の新設等を内容とする社労士法改正要望書を作成し、与党に働きかけ始めたが、2021（令和3）年以降もその活動を継続しており、近い将来の改正案の成立が予測される。

エ 税理士

現在の税理士法は1951（昭和26）年に成立したが、2001（平成13）年の法改正により、税理士に、補佐人として裁判所に出廷し、陳述することが認められた（2条の2第1項）。

過去には、日税連が弁護士の税理士業務に際して会計学に関する試験の合格を求める等能力担保措置を要望してきたり、通知税理士制度について、納税協議等に際して、通知を行っていない弁護士の活動を税務署等が認めず、或いは、これを是認する裁判例もあったが、現時点では、日弁連と日税連との間で目立った課題は見受けられない。

オ 弁理士

現在の弁理士法は2002（平成14）年の全面改正により制定されたものであるが、このとき、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、日本弁理士会より弁理士登録にその旨の付記を受けた弁理士（いわゆる付記弁理士）には、弁護士との共同受任を前提に、特許権等の侵害訴訟における訴訟代理権を与えられることとなった（6条の2）。その後も、2005（平成17）年、2007（平成19）年等の法改正により、業務範囲が拡大されてきた。2007（平成19）年改正の附則で5年後の見直しを規定していたことから、2012（平成24）年、弁理士会からさらなる職務範囲の改正要望が出されたが、2014（平成26）年の弁理士法改正では、業務範囲の拡大は限定的なものに止められた。

カ 土地家屋調査士

土地家屋調査士法は1950（昭和25）年に成立したが、土地家屋調査士についても、2005（平成17）年の法改正により、筆界特定手続における単独代理権等が付与され（3条4号）、2019（令和元）年の法改正により、司法書士と並んで、土地家屋調査士の国民生活の安定と向上に資する旨の「使命」規定（1条）が設けられた。

現在、日本土地家屋調査士会連合会は、新たに、土地家屋調査士の業務権限として、法務局又は地方法務局に提出しまたは提供する図面または電磁的記録を規定すること等の法改正を与党に働き掛けている。

(3) 弁護士会の取り組みと今後の課題

一部の隣接士業者に関しては、かねてより権限外行為・非弁行為の発生が指摘されている。日弁連では、業際・非弁・非弁提携問題等対策本部を中心に、全国の弁護士会の非弁取締り担当者に向けて、各種の参考資料集の作成や全国各ブロックにおける意見交換会等を通じて、隣接士業者との業際問題の理解や非弁行為に対する対応策等の向上を図り、また、隣接士業法の改正案に対する対応も行ってきたところである。

とりわけ、行政書士に関しては、各地の弁護士会から、その権限外行為の多発が指摘されていたことから、2023（令和5）年11月、日弁連事務総長名で、各弁護士会会長宛に、行政書士による非弁行為に対する調査、警告、監督官庁への申告、刑事告発といった積極的な取り組みと生じた疑問点について上記対策本部との協議を呼びかける文書が発出されている。

隣接士業との関係では、「ワンストップサービス」の必要性が説かれるように、士業者同士の連携・協働を図り、市民の権利擁護や便宜に資するという社会的ニーズの存在は認めなければならない。

しかし、弁護士と隣接士業との業際問題に関しては、法律事務が市民の権利擁護の成否に直結するものであるから、当該法律事務を担うに足るだけの能力を担保する厳格な措置が取られなければならないし、法律事件や法律事務の処理には公権力との対立を生ずる場合がありうることから、官公庁の監督や影響を受ける者が携わってはならないことが導かれるのである。現在及び今後の業際問題については、これらの観点からの検討と取り組みが不可欠である。

また、司法制度改革審議会意見書が発表された当時とは法曹人口に大きな変動が生じており、その当時に制定された諸制度の見直しがいつかも検討の時期にきていると考えられる。

ただし、与党にも野党にも各種隣接士業者のための議員連盟が存在しており、各種隣接士業者団体はその政治力を背景として法改正を重ねてきたという経緯があることに十分注目しておかねばならない。

以上